

海上自衛隊訓令第5号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、ミサイル艇隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成5年3月19日

防衛庁長官 中 村 利 生

ミサイル艇隊の編制に関する訓令

第1条 ミサイル艇隊は、ミサイル艇2以上をもつて編成する。

第2条 ミサイル艇隊の長は、ミサイル艇隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、2等海佐をもって充てる。

3 司令は、警備隊司令又は防備隊司令の指揮監督を受け、ミサイル艇隊の隊務を統括する。

附 則

1 この訓令は、平成5年3月22日から施行する。

（魚雷艇隊の編制に関する訓令の廃止）

2 魚雷艇隊の編制に関する訓令（昭和31年海上自衛隊訓令第39号）は、廃止する。

附 則（平成14年3月20日海上自衛隊訓令第29号）

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。